

資料一2

地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会規約

(目的)

第1条 地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会（以下「委員会」という）は、市町村が地震・津波災害に強いまちづくりを目指した計画立案や整備実施を行う際の着目点・留意点について、整備メニュー・コスト、スケジュール等を踏まえた「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン（仮称）」を策定するなど、中部圏の各市町村の地震・津波災害に強いまちづくりへの取組の促進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(委員長)

第3条 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議には、委員が指名した者を代理として出席させることができ、この場合、委員が出席したものとみなす。
4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を臨時委員として会議に参加させることができる。
5 委員長は、必要に応じて部会を置くことができる。
6 会議に提出された資料及び議事概要については、原則として公開とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、中部地方整備局建政部都市整備課に置く。
2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第6条 この規約に定めのない事項については、委員会において協議のうえ決定する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月11日から施行する。

【別表】

地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会
委員名簿

所 属	役職（氏名）	備 考
三重大学大学院工学研究科 准教授	浅野 聰	
静岡大学防災総合センター 准教授	牛山 素行	
名城大学都市情報学部 准教授	柄谷 友香	
名古屋大学大学院環境学研究科 教授	福和 伸夫	
中部大学大学院工学研究科 准教授	松山 明	
名古屋大学大学院環境学研究科 准教授	村山 頸人	
社団法人中部経済連合会	常務理事	
独立行政法人都市再生機構中部支社	都市再生業務部長	
岐阜県	都市建築部長	
静岡県	交通基盤部長	
愛知県	建設部長	
三重県	県土整備部長	
静岡県沼津市	市長	
静岡県吉田町	町長	
愛知県東海市	市長	
愛知県田原市	市長	
三重県尾鷲市	市長	
三重県南伊勢町	町長	
中部地方整備局	局長	
中部地方整備局	企画部長	
中部地方整備局	建政部長	

※学識経験者は五十音順